

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和6年第1回定例会追加議案の説明

(6)議案第71号 川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第71号 川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表 (令和6年4月1日施行分)

資料3 新旧対照表 (改正法附則第1条第4号に掲げる規定の施行日施行分)

令和6年2月22日

健康福祉局

議案第 7 1 号 川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、 設備及び運営の基準等に関する条例の一部を 改正する条例の制定について

1 条例改正の背景

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正（令和 4 年法律第 1 0 4 号）
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正（令和 6 年内閣府・厚生労働省令第 3 号）

2 改正の主な内容

- (1) 上記 1（2）に伴い、指定療養介護事業者等は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならないこととするもの
- (2) 上記 1（2）に伴い、指定共同生活援助事業者等は、指定共同生活援助等の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね 1 年に 1 回以上、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととするもの
- (3) 上記 1（1）及び（2）に伴い、指定就労選択支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるもの

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日から施行。ただし、上記 2（3）については、上記 1（1）の施行の日から施行

川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

【令和6年4月1日施行分】

改正後	改正前
<p>○川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 平成24年12月14日条例第69号</p> <p>目次</p> <p>第1章～第7章 略</p> <p>第8章 自立訓練（機能訓練）</p> <p>第1節 基本方針（第142条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第143条・第144条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第145条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第146条～第149条）</p> <p>第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第149条の2～<u>第149条の5</u>）</p> <p>第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第150条～第151条）</p> <p>第9章以下 略 （用語の意義及び字句の意味）</p> <p>第2条 この条例で使用する用語の意義及び字句の意味は、次に掲げるもののほか、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）で使用する用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p> <p>（1）～（6） 略</p> <p>（7）多機能型 第79条に規定する指定生活介護の事業、第142条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第162条に規定する指定就労移行支援の事業、第172条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第185条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第54号。以下「指定通所支援</p>	<p>○川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 平成24年12月14日条例第69号</p> <p>目次</p> <p>第1章～第7章 略</p> <p>第8章 自立訓練（機能訓練）</p> <p>第1節 基本方針（第142条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第143条・第144条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第145条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第146条～第149条）</p> <p>第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第149条の2～<u>第149条の4</u>）</p> <p>第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第150条～第151条）</p> <p>第9章以下 略 （用語の意義及び字句の意味）</p> <p>第2条 この条例で使用する用語の意義及び字句の意味は、次に掲げるもののほか、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）で使用する用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p> <p>（1）～（6） 略</p> <p>（7）多機能型 第79条に規定する指定生活介護の事業、第142条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第162条に規定する指定就労移行支援の事業、第172条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第185条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第54号。以下「指定通所支援</p>

改正後	改正前
<p>基準条例」という。)第5条に規定する指定児童発達支援の事業、指定通所支援基準条例第73条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定通所支援基準条例第82条の2に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所支援基準条例第83条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと(指定通所支援基準条例に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。</p>	<p>基準条例」という。)第5条に規定する指定児童発達支援の事業、<u>指定通所支援基準条例第63条に規定する指定医療型児童発達支援の事業</u>、指定通所支援基準条例第73条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定通所支援基準条例第82条の2に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所支援基準条例第83条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと(指定通所支援基準条例に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。</p>
<p>(管理者の設置)</p>	<p>(管理者の設置)</p>
<p>第7条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は<u>当該指定居宅介護事業所以外の</u>事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p>	<p>第7条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は<u>同一敷地内にある他の</u>事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p>
<p>(指定居宅介護の具体的取扱方針)</p>	<p>(指定居宅介護の具体的取扱方針)</p>
<p>第26条 指定居宅介護事業者の従業者が提供する指定居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p>	<p>第26条 指定居宅介護事業者の従業者が提供する指定居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p>
<p>(1) 指定居宅介護の提供に当たっては、次条第1項の居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うこと。</p>	<p>(1) 指定居宅介護の提供に当たっては、次条第1項の居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うこと。</p>
<p><u>(2) 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(3)</u> 指定居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。</p>	<p><u>(2)</u> 指定居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。</p>
<p><u>(4)</u> 指定居宅介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。</p>	<p><u>(3)</u> 指定居宅介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。</p>
<p><u>(5)</u> 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。</p>	<p><u>(4)</u> 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。</p>
<p>(居宅介護計画の作成)</p>	<p>(居宅介護計画の作成)</p>
<p>第27条 サービス提供責任者(第6条第2項に規定するサービス提供責任者を</p>	<p>第27条 サービス提供責任者(第6条第2項に規定するサービス提供責任者を</p>

改正後	改正前
<p>いう。以下この節において同じ。)は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成しなければならない。</p>	<p>いう。以下この節において同じ。)は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成しなければならない。</p>
<p>2 サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を<u>利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下これらの者を「指定特定相談支援事業者等」と総称する。）</u>に交付しなければならない。</p>	<p>2 サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を交付しなければならない。</p>
<p>3 サービス提供責任者は、<u>第1項の居宅介護計画</u>の作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。</p>	<p>3 サービス提供責任者は、<u>居宅介護計画</u>作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。</p>
<p>4 第1項及び第2項の規定は、前項の規定による居宅介護計画の変更について準用する。 (管理者及びサービス提供責任者の責務)</p>	<p>4 第1項及び第2項の規定は、前項の規定による居宅介護計画の変更について準用する。 (管理者及びサービス提供責任者の責務)</p>
<p>第31条 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。</p>	<p>第31条 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。</p>
<p>2 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者がこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p>	<p>2 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者がこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p>
<p>3 サービス提供責任者は、第27条に規定する業務のほか、指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。</p>	<p>3 サービス提供責任者は、第27条に規定する業務のほか、指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。</p>
<p><u>4 サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。</u> (管理者の設置)</p>	<p><u>4 (新設)</u> (管理者の設置)</p>
<p>第46条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその</p>	<p>第46条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその</p>

改正後	改正前
<p>職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は<u>当該基準該当居宅介護事業所以外の</u>事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p>	<p>職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は<u>同一敷地内にある他の</u>事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p>
<p>(従業者の員数)</p>	<p>(従業者の員数)</p>
<p>第51条 指定療養介護の事業を行う者（以下「指定療養介護事業者」という。）</p>	<p>第51条 指定療養介護の事業を行う者（以下「指定療養介護事業者」という。）</p>
<p>が当該事業を行う事業所（以下「指定療養介護事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p>	<p>が当該事業を行う事業所（以下「指定療養介護事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p>
<p>(1) 医師 健康保険法（大正11年法律第70号）第65条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準以上</p>	<p>(1) 医師 健康保険法（大正11年法律第70号）第65条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準以上</p>
<p>(2) 看護職員（看護師、准看護師又は看護補助者をいう。次号において同じ。） 指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を2で除して得た数以上</p>	<p>(2) 看護職員（看護師、准看護師又は看護補助者をいう。次号において同じ。） 指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を2で除して得た数以上</p>
<p>(3) 生活支援員 指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を4で除して得た数以上。ただし、看護職員が、常勤換算方法で、利用者の数を2で除して得た数以上置かれている指定療養介護の単位については、置かれている看護職員の数から利用者の数を2で除して得た数を控除した数を生活支援員の数に含めることができるものとする。</p>	<p>(3) 生活支援員 指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を4で除して得た数以上。ただし、看護職員が、常勤換算方法で、利用者の数を2で除して得た数以上置かれている指定療養介護の単位については、置かれている看護職員の数から利用者の数を2で除して得た数を控除した数を生活支援員の数に含めることができるものとする。</p>
<p>(4) サービス管理責任者（指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として基準省令第50条第1項第4号に規定する厚生労働大臣が定める者をいう。以下同じ。） 指定療養介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数 ア 利用者の数が60人以下 1人以上 イ 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p>	<p>(4) サービス管理責任者（指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として基準省令第50条第1項第4号に規定する厚生労働大臣が定める者をいう。以下同じ。） 指定療養介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数 ア 利用者の数が60人以下 1人以上 イ 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p>
<p>2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。</p>	<p>2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。</p>
<p>3 第1項及び次項の「指定療養介護の単位」とは、指定療養介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをい</p>	<p>3 第1項及び次項の「指定療養介護の単位」とは、指定療養介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをい</p>

改正後	改正前
<p>う。</p> <p>4 第1項（第1号及び第2号を除く。）に規定する指定療養介護事業所の従業者は、専ら当該指定療養介護事業所の職務に従事する者又は指定療養介護の単位ごとに専ら当該指定療養介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>5 第1項第3号の生活支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>6 第1項第4号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>7 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設（児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設をいう。第53条第3項において同じ。）に係る指定障害児入所施設（同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援（同項に規定する指定入所支援をいう。次項及び第53条第3項において同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合にあつては、川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第55号。第53条第3項において「指定入所施設基準条例」という。）第54条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。</p> <p>8 指定療養介護事業者が、指定発達支援医療機関（児童福祉法第7条第2項に規定する指定発達支援医療機関をいう。）の設置者である場合であつて、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定発達支援医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、第1項から第6項までに規定する基準を満たしているものとみなす。</p> <p>（指定療養介護の取扱方針）</p> <p>第59条 指定療養介護事業者は、次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定療養介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。</p>	<p>う。</p> <p>4 第1項（第1号及び第2号を除く。）に規定する指定療養介護事業所の従業者は、専ら当該指定療養介護事業所の職務に従事する者又は指定療養介護の単位ごとに専ら当該指定療養介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>5 第1項第3号の生活支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>6 第1項第4号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>7 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設をいう。第53条第3項において同じ。）に係る指定障害児入所施設（同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援（同項に規定する指定入所支援をいう。次項及び第53条第3項において同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合にあつては、川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第55号。第53条第3項において「指定入所施設基準条例」という。）第54条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。</p> <p>8 指定療養介護事業者が、指定発達支援医療機関（児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関をいう。）の設置者である場合であつて、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定発達支援医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、第1項から第6項までに規定する基準を満たしているものとみなす。</p> <p>（指定療養介護の取扱方針）</p> <p>第59条 指定療養介護事業者は、次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定療養介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p><u>2 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>3 指定療養介護事業所の従業者は、指定療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p>	<p>2 指定療養介護事業所の従業者は、指定療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p>
<p>4 指定療養介護事業者は、その提供する指定療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 (療養介護計画の作成等)</p>	<p>3 指定療養介護事業者は、その提供する指定療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 (療養介護計画の作成等)</p>
<p>第60条 指定療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定療養介護に係る個別支援計画（以下この章において「療養介護計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。</p>	<p>第60条 指定療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定療養介護に係る個別支援計画（以下この章において「療養介護計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。</p>
<p>2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を<u>行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ</u>、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。</p>	<p>2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を<u>行い</u>、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。</p>
<p>3 <u>アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>4 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者と面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。</p>	<p>3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者と面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。</p>
<p>5 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定療養介護の目標及びその達成時期、指定療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、当該原案が</p>	<p>4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定療養介護の目標及びその達成時期、指定療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、当該原案が</p>

改正後	改正前
<p>当該指定療養介護事業所の提供する指定療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めたものとなるよう努めなければならない。</p>	<p>当該指定療養介護事業所の提供する指定療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めたものとなるよう努めなければならない。</p>
<p>6 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、<u>当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに</u>、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p>	<p>5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p>
<p>7 サービス管理責任者は、第5項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。</p>	<p>6 サービス管理責任者は、第4項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。</p>
<p>8 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者及び指定特定相談支援事業者等に交付しなければならない。</p>	<p>7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。</p>
<p>9 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、当該療養介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、当該療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて当該療養介護計画の変更を行うものとする。</p>	<p>8 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、当該療養介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、当該療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて当該療養介護計画の変更を行うものとする。</p>
<p>10 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>(1) 定期的に利用者と面接すること。</p> <p>(2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p>	<p>9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>(1) 定期的に利用者と面接すること。</p> <p>(2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p>
<p>11 第2項から第8項までの規定は、第9項の規定による療養介護計画の変更について準用する。</p> <p>(サービス管理責任者の責務)</p>	<p>10 第2項から第7項までの規定は、第8項の規定による療養介護計画の変更について準用する。</p> <p>(サービス管理責任者の責務)</p>
<p>第61条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者</p>	<p>第61条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者</p>

改正後	改正前
<p>等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定療養介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。</p> <p>(2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。</p> <p>(3) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。</p>	<p>等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定療養介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。</p> <p>(2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。</p> <p>(3) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。</p>
<p><u>2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>い。</u></p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第80条 指定生活介護の事業を行う者（以下「指定生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数</p> <p>(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第8章及び第9章において同じ。）、理学療法士、<u>作業療法士又は言語聴覚士</u>及び生活支援員</p> <p>ア 看護職員、理学療法士、<u>作業療法士又は言語聴覚士</u>及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる平均障害支援区分（基準省令第78条第1項第2号イに規定する平均障害支援区分をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる数とする。</p> <p>(ア) 平均障害支援区分が4未満 利用者の数を6で除して得た数以上</p> <p>(イ) 平均障害支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除して得た数以上</p> <p>(ウ) 平均障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除して得た数以上</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第80条 指定生活介護の事業を行う者（以下「指定生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数</p> <p>(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第8章及び第9章において同じ。）、理学療法士 <u>又は作業療法士</u>及び生活支援員</p> <p>ア 看護職員、理学療法士 <u>又は作業療法士</u>及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる平均障害支援区分（基準省令第78条第1項第2号イに規定する平均障害支援区分をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる数とする。</p> <p>(ア) 平均障害支援区分が4未満 利用者の数を6で除して得た数以上</p> <p>(イ) 平均障害支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除して得た数以上</p> <p>(ウ) 平均障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除して得た数以上</p>

改正後	改正前
<p>イ 看護職員の数は、指定生活介護の単位ごとに、1人以上とする。</p> <p>ウ 理学療法士、<u>作業療法士又は言語聴覚士</u>の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。</p> <p>エ 生活支援員の数は、指定生活介護の単位ごとに、1人以上とする。</p> <p>(3) サービス管理責任者 指定生活介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数</p> <p>ア 利用者の数が60人以下 1人以上</p> <p>イ 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。</p> <p>3 第1項及び第5項の「指定生活介護の単位」とは、指定生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>4 第1項第2号の理学療法士、<u>作業療法士又は言語聴覚士</u>を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>5 第1項及び前項に規定する指定生活介護事業所の従業者は、専ら当該指定生活介護事業所の職務に従事する者又は指定生活介護の単位ごとに専ら当該指定生活介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>6 第1項第2号の生活支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>7 第1項第3号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>(職場への定着のための支援等の実施)</p> <p>第87条の2 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新</p>	<p>イ 看護職員の数は、指定生活介護の単位ごとに、1人以上とする。</p> <p>ウ 理学療法士 <u>又は作業療法士</u>の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。</p> <p>エ 生活支援員の数は、指定生活介護の単位ごとに、1人以上とする。</p> <p>(3) サービス管理責任者 指定生活介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数</p> <p>ア 利用者の数が60人以下 1人以上</p> <p>イ 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。</p> <p>3 第1項及び第5項の「指定生活介護の単位」とは、指定生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>4 第1項第2号の理学療法士 <u>又は作業療法士</u>を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>5 第1項及び前項に規定する指定生活介護事業所の従業者は、専ら当該指定生活介護事業所の職務に従事する者又は指定生活介護の単位ごとに専ら当該指定生活介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>6 第1項第2号の生活支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>7 第1項第3号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>(職場への定着のための支援等の実施)</p> <p>第87条の2 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新</p>

改正後	改正前
<p>たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター <u>（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）</u> 等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。</p>	<p>たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。</p>
<p>2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、第193条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、第193条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。</p>	<p>2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、第193条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、第193条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。</p>
<p>第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準</p>	<p>第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準</p>
<p>第95条の4 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第84号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第46条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>（1）指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条第1項に規定する指定介護予防小規模多</p>	<p>第95条の4 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第84号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第46条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>（1）指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条第1項に規定する指定介護予防小規模多</p>

改正後	改正前
<p>機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。) (以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項若しくは第193条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。)の数と共生型生活介護、共生型自立訓練(機能訓練)(第149条の2に規定する共生型自立訓練(機能訓練)をいう。)若しくは共生型自立訓練(生活訓練)(第159条の2に規定する共生型自立訓練(生活訓練)をいう。)又は共生型児童発達支援(指定通所支援基準条例第56条の2に規定する共生型児童発達支援をいう。)若しくは共生型放課後等デイサービス(指定通所支援基準条例第79条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。)(以下「共生型通いサービス」という。)を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第149条の4及び第159条の3において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第193条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第97条において同じ。)(以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)にあつては、18人)以下とすること。</p> <p>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第82条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第192条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密</p>	<p>機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。) (以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項若しくは第193条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。)の数と共生型生活介護、共生型自立訓練(機能訓練)(第149条の2に規定する共生型自立訓練(機能訓練)をいう。)若しくは共生型自立訓練(生活訓練)(第159条の2に規定する共生型自立訓練(生活訓練)をいう。)又は共生型児童発達支援(指定通所支援基準条例第56条の2に規定する共生型児童発達支援をいう。)若しくは共生型放課後等デイサービス(指定通所支援基準条例第79条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。)(以下「共生型通いサービス」という。)を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第149条の3及び第159条の3において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第193条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第97条において同じ。)(以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)にあつては、18人)以下とすること。</p> <p>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第82条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第192条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密</p>

改正後

着型介護予防サービス基準条例第45条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。) (以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項若しくは第193条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条、[第149条の4](#)及び第159条の3において同じ。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める通いサービスの利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人)までの範囲内とすること。

登録定員	通いサービスの利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準条例第87条第2項第1号若しくは第197条第2項第1号又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第50条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。以下同じ。)は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条若しくは第193条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条に規定する基準を満たしていること。
- (5) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指

改正前

着型介護予防サービス基準条例第45条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。) (以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項若しくは第193条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条、[第149条の3](#)及び第159条の3において同じ。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める通いサービスの利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人)までの範囲内とすること。

登録定員	通いサービスの利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準条例第87条第2項第1号若しくは第197条第2項第1号又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第50条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。以下同じ。)は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条若しくは第193条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条に規定する基準を満たしていること。
- (5) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指

改正後	改正前
<p>定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>(指定短期入所の取扱方針)</p>	<p>定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>(指定短期入所の取扱方針)</p>
<p>第106条 指定短期入所は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。</p>	<p>第106条 指定短期入所は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。</p>
<p><u>2 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>3 指定短期入所事業所の従業者は、指定短期入所の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</u></p>	<p><u>2 指定短期入所事業所の従業者は、指定短期入所の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</u></p>
<p><u>4 指定短期入所事業者は、その提供する指定短期入所の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</u></p> <p>(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)</p>	<p><u>3 指定短期入所事業者は、その提供する指定短期入所の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</u></p> <p>(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)</p>
<p>第120条 指定重度障害者等包括支援事業者は、次条第1項に規定する重度障害者等包括支援計画に基づき、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定重度障害者等包括支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。</p>	<p>第120条 指定重度障害者等包括支援事業者は、次条第1項に規定する重度障害者等包括支援計画に基づき、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定重度障害者等包括支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。</p>
<p><u>2 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>3 指定重度障害者等包括支援事業所の従業者は、指定重度障害者等包括支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</u></p>	<p><u>2 指定重度障害者等包括支援事業所の従業者は、指定重度障害者等包括支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</u></p>
<p><u>4 指定重度障害者等包括支援事業者は、その提供する指定重度障害者等包括支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</u></p> <p>(重度障害者等包括支援計画の作成)</p>	<p><u>3 指定重度障害者等包括支援事業者は、その提供する指定重度障害者等包括支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</u></p> <p>(重度障害者等包括支援計画の作成)</p>
<p>第121条 サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、週を単位として、具体的なサービスの内容等を</p>	<p>第121条 サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、週を単位として、具体的なサービスの内容等を</p>

改正後	改正前
<p>記載した重度障害者等包括支援計画を作成しなければならない。</p> <p>2 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該重度障害者等包括支援計画を<u>利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に</u>交付しなければならない。</p> <p>3 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画作成後においても、当該重度障害者等包括支援計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該重度障害者等包括支援計画の変更を行うものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、前項の規定による重度障害者等包括支援計画の変更について準用する。 (準用)</p> <p>第123条 第10条から第22条まで、第24条、第29条、第30条、<u>第31条第4項</u>、第34条(第1項及び第2項を除く。)から第43条まで及び第68条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第122条」と読み替えるものとする。 (従業者の員数)</p> <p>第143条 指定自立訓練(機能訓練)の事業を行う者(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 看護職員、理学療法士、<u>作業療法士又は言語聴覚士</u>及び生活支援員 指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、それぞれ1人以上で、その総数は常勤換算方法で利用者の数を6で除して得た数以上</p> <p>(2) サービス管理責任者 指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数</p> <p>ア 利用者の数が60人以下 1人以上</p> <p>イ 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>2 指定自立訓練(機能訓練)事業者が、指定自立訓練(機能訓練)事業所に</p>	<p>記載した重度障害者等包括支援計画を作成しなければならない。</p> <p>2 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該重度障害者等包括支援計画を交付しなければならない。</p> <p>3 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画作成後においても、当該重度障害者等包括支援計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該重度障害者等包括支援計画の変更を行うものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、前項の規定による重度障害者等包括支援計画の変更について準用する。 (準用)</p> <p>第123条 第10条から第22条まで、第24条、第29条、第30条、第34条(第1項及び第2項を除く。)から第43条まで及び第68条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第122条」と読み替えるものとする。 (従業者の員数)</p> <p>第143条 指定自立訓練(機能訓練)の事業を行う者(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 看護職員、理学療法士 <u>又は作業療法士</u>及び生活支援員 指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、それぞれ1人以上で、その総数は常勤換算方法で利用者の数を6で除して得た数以上</p> <p>(2) サービス管理責任者 指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数</p> <p>ア 利用者の数が60人以下 1人以上</p> <p>イ 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>2 指定自立訓練(機能訓練)事業者が、指定自立訓練(機能訓練)事業所に</p>

改正後	改正前
<p>おける指定自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより指定自立訓練（機能訓練）を提供する場合は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、前項に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による指定自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。</p>	<p>おける指定自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより指定自立訓練（機能訓練）を提供する場合は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、前項に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による指定自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。</p>
<p>3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。</p>	<p>3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。</p>
<p>4 第1項第1号の理学療法士、<u>作業療法士又は言語聴覚士</u>を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p>	<p>4 第1項第1号の理学療法士 <u>又は作業療法士</u>を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p>
<p>5 第1項、第2項及び前項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業者は、専ら当該指定自立訓練（機能訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>5 第1項、第2項及び前項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業者は、専ら当該指定自立訓練（機能訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>
<p>6 第1項第1号の看護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p>	<p>6 第1項第1号の看護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p>
<p>7 第1項第1号の生活支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p>	<p>7 第1項第1号の生活支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p>
<p>8 第1項第2号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。 (準用)</p>	<p>8 第1項第2号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。 (準用)</p>
<p>第149条 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条及び第87条の2から第94条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第149条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第146条第1項から第3項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第146条第2項」と、<u>第60条第9項</u>中「6月」とあるのは「3月」と、第77条第2項第1号中「第55条第1項」とあるのは「第149条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第149条において準用する第90条」と、同項</p>	<p>第149条 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条及び第87条の2から第94条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第149条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第146条第1項から第3項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第146条第2項」と、<u>第60条第8項</u>中「6月」とあるのは「3月」と、第77条第2項第1号中「第55条第1項」とあるのは「第149条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第149条において準用する第90条」と、同項</p>

改正後	改正前
<p>第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第149条」と読み替えるものとする。</p>	<p>第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第149条」と読み替えるものとする。</p>
<p><u>(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>第149条の3 共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者(指定居宅サービス等基準条例第137条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(1) 指定通所リハビリテーション事業所(指定居宅サービス等基準条例第137条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)の専用の部屋等の面積(当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設(介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。)又は介護医療院(同条第29項に規定する介護医療院をいう。)である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂(リハビリテーションに供用されるものに限る。)の面積を加えるものとする。第150条第2号において同じ。)を、指定通所リハビリテーション(指定居宅サービス等基準条例第136条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)の利用者の数と共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(2) 指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所リハビリテーションの利用者の数及び共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(3) 共生型自立訓練(機能訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事</p>	<p>(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事</p>

改正後	改正前
<p>業者等の基準)</p> <p>第149条の4 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第149条の5 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第81条、第87条の2から第94条まで、第142条及び前節（第149条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。</p> <p>(基準該当自立訓練（機能訓練）の基準)</p> <p>第150条 自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第150条の3に規定する病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を除く。以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指定通所介護事業者等又は指定通所リハビリテーション事業者であつて、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションを提供するものであること。</p> <p>(2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室又は指定通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等の面積を、指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションの利用者の数と基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。</p> <p>(3) 指定通所介護事業所等又は指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等又は当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションの利用者及び基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとし</p>	<p>業者等の基準)</p> <p>第149条の3 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第149条の4 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第81条、第87条の2から第94条まで、第142条及び前節（第149条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。</p> <p>(基準該当自立訓練（機能訓練）の基準)</p> <p>第150条 自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指定通所介護事業者等であつて、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること。</p> <p>(2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。</p> <p>(3) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者及び基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。</p>

改正後	改正前
<p>た場合における当該指定通所介護事業所等 <u>又は当該指定通所リハビリテーション事業所</u>として必要とされる数以上であること。</p> <p>(4) 基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> <p><u>(病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス（自立訓練）に関する基準）</u></p> <p><u>第150条の3 地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所（以下「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が行う自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この条において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）に関して病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者が満たすべき基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行う事業所（次号において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）の専用の部屋等の面積を、病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。</u></p> <p><u>(2) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、管理者及び次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて当該ア又はイに掲げる基準を満たす人員を配置していること。</u></p> <p><u>ア 利用者の数が10人以下の場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1人以上確保されていること。</u></p> <p><u>イ 利用者の数が10人を超える場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を10で除して得た数以上確保されていること。</u></p> <p><u>(3) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係</u></p>	<p>(4) 基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>施設から必要な技術的支援を受けていること。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第159条 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第87条の2から第94条まで、第147条及び第148条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第159条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第157条第1項から第4項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第157条第2項」と、<u>第60条第9項</u>中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用)</p> <p>第159条 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第87条の2から第94条まで、第147条及び第148条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第159条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第157条第1項から第4項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第157条第2項」と、<u>第60条第8項</u>中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。</p>
<p>(準用)</p> <p>第171条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第86条、第87条、第88条から第94条まで、第146条、第147条及び第157条の2の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第171条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第171条において準用する第146条第1項から第3項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第171条において準用する第146条第2項」と、<u>第60条第9項</u>中「6月」とあるのは「3月」と、第77条第2項第1号中「第55条第1項」とあるのは「第171条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第171条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第171条」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第184条の規定により読み替えられた基準省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。）」と、同条第2項中「支給決定障</p>	<p>(準用)</p> <p>第171条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第86条、第87条、第88条から第94条まで、第146条、第147条及び第157条の2の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第171条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第171条において準用する第146条第1項から第3項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第171条において準用する第146条第2項」と、<u>第60条第8項</u>中「6月」とあるのは「3月」と、第77条第2項第1号中「第55条第1項」とあるのは「第171条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第171条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第171条」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第184条の規定により読み替えられた基準省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。）」と、同条第2項中「支給決定障</p>

改正後	改正前
<p>害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(基準省令第184条の規定により読み替えられた基準省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。)」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第189条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第86条、第88条から第94条まで、第146条、第147条、<u>第179条第6項</u>及び第180条から第182条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第189条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第189条において準用する第146条第1項から第3項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第189条において準用する第146条第2項」と、第77条第2項第1号中「第55条第1項」とあるのは「第189条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第189条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第189条」と、<u>第179条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第188条第1項の工賃」と</u>、第180条第1項中「第184条」とあるのは「第189条」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p>	<p>害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(基準省令第184条の規定により読み替えられた基準省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。)」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第189条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第86条、第88条から第94条まで、第146条、第147条及び第180条から第182条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第189条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第189条において準用する第146条第1項から第3項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第189条において準用する第146条第2項」と、第77条第2項第1号中「第55条第1項」とあるのは「第189条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第189条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第189条」と、第180条第1項中「第184条」とあるのは「第189条」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p>
<p>第193条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条(第1項を除く。)、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第70条、第72条、第76条、第77条、第86条、第89条、第90条、第92条から第94条まで、第146条(第1項を除く。)、第147条、<u>第179条第6項</u>、第180条から第182条まで及び第185条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第191条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第193条において準用する第146条第2項及び第</p>	<p>第193条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条(第1項を除く。)、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第70条、第72条、第76条、第77条、第86条、第89条、第90条、第92条から第94条まで、第146条(第1項を除く。)、第147条、第180条から第182条まで及び第185条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第191条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第193条において準用する第146条第2項及び第3項」と、第24条</p>

改正後	改正前
<p>3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第193条において準用する第146条第2項」と、第77条第2項第1号中「第55条第1項」とあるのは「第193条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第193条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第193条」と、第146条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第5項中「第1項から第3項まで」とあるのは「第2項及び第3項」と、<u>第179条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第192条第1項の工賃」と</u>第180条第1項中「第184条」とあるのは「第193条」と読み替えるものとする。</p> <p>(サービス管理責任者の責務)</p>	<p>第2項中「第22条第2項」とあるのは「第193条において準用する第146条第2項」と、第77条第2項第1号中「第55条第1項」とあるのは「第193条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第193条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第193条」と、第146条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第5項中「第1項から第3項まで」とあるのは「第2項及び第3項」と、第180条第1項中「第184条」とあるのは「第193条」と読み替えるものとする。</p> <p>(サービス管理責任者の責務)</p>
<p>第193条の6 サービス管理責任者は、第193条の12において準用する第60条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定就労定着支援事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。</p> <p>(2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。</p> <p>(3) 他の従業者に対して技術指導及び助言を行うこと。</p>	<p>第193条の6 サービス管理責任者は、第193条の12において準用する第60条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定就労定着支援事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。</p> <p>(2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。</p> <p>(3) 他の従業者に対して技術指導及び助言を行うこと。</p>
<p><u>2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。</u></p> <p>(実施主体)</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>(実施主体)</p>
<p>第193条の7 指定就労定着支援事業者は、<u>生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者就業・生活支援センター</u>でなければならない。</p> <p>(従業者の員数)</p>	<p>第193条の7 指定就労定着支援事業者は、<u>過去3年間ににおいて平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者</u>でなければならない。</p> <p>(従業者の員数)</p>

改正後	改正前
<p>第193条の14 指定自立生活援助の事業を行う者（以下「指定自立生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 地域生活支援員 指定自立生活援助事業所ごとに、1人以上</p> <p>(2) サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる<u>場合</u>の区分に応じ、それぞれア又はイに<u>定める</u>数</p> <p><u>ア サービス管理責任者が常勤である場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数</u></p> <p><u>(ア) 利用者の数が60人以下 1人以上</u></p> <p><u>(イ) 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて60又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</u></p> <p><u>イ ア以外の場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数</u></p> <p><u>(ア) 利用者の数が30人以下 1人以上</u></p> <p><u>(イ) 利用者の数が31人以上 1人に、利用者の数が30人を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</u></p> <p>2 前項第1号に規定する地域生活支援員の員数の標準は、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1人とする。</p> <p><u>3 指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下この条において「指定地域相談支援基準」という。）第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援（指定地域相談支援基準第1条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員（同条第2項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）を第1項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。</u></p>	<p>第193条の14 指定自立生活援助の事業を行う者（以下「指定自立生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 地域生活支援員 指定自立生活援助事業所ごとに、1人以上</p> <p>(2) サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる<u>利用者の数</u>の区分に応じ、それぞれア又はイに<u>掲げる</u>数</p> <p><u>ア 利用者の数が30人以下 1人以上</u></p> <p><u>イ 利用者の数が31人以上 1人に、利用者の数が30人を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</u></p> <p>2 前項第1号に規定する地域生活支援員の員数の標準は、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1人とする。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>4 指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者（指定地域相談支援基準第39条第3項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域定着支援（指定地域相談支援基準第1条第12号に規定する指定地域定着支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第40条において準用する指定地域相談支援基準第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員を第1項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。</u></p> <p>5 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。</p> <p>6 第1項に規定する指定自立生活援助の従業者は、専ら当該指定自立生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>第3節 設備に関する基準 第4節 運営に関する基準</p> <p><u>第193条の17 削除</u></p> <p>(定期的な<u>訪問等</u>による支援)</p> <p>第193条の18 指定自立生活援助事業者は、<u>定期的に</u>利用者の居宅を訪問することにより、<u>又はテレビ電話装置等を活用することにより</u>、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(準用)</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。</p> <p>4 第1項に規定する指定自立生活援助の従業者は、専ら当該指定自立生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>第3節 設備に関する基準 第4節 運営に関する基準</p> <p><u>(実施主体)</u></p> <p><u>第193条の17 指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。）</u>、<u>指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者（法第51条の22第1項に規定する指定相談支援事業者をいう。）</u>でなければならない。</p> <p>(定期的な<u>訪問</u>による支援)</p> <p>第193条の18 指定自立生活援助事業者は、<u>おおむね週に1回以上</u>、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(準用)</p>

改正後	改正前
<p>第193条の20 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第36条まで、第37条から第42条まで、第59条、第60条、第62条、第68条、第193条の6、第193条の10及び第193条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第193条の20において準用する第193条の10」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第193条の20において準用する次条第1項」と、<u>第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第193条の20において準用する次条第1項」と、第60条第9項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>第193条の20 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第36条まで、第37条から第42条まで、第59条、第60条、第62条、第68条、第193条の6、第193条の10及び第193条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第193条の20において準用する第193条の10」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第193条の20において準用する次条第1項」と、<u>第60条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>第194条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス(以下「指定共同生活援助」という。)の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況及びその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ<u>若しくは食事</u>の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に<u>行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に</u>行うものでなければならない。</p> <p>(入退居)</p>	<p>第194条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス(以下「指定共同生活援助」という。)の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況及びその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ<u>又は食事</u>の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に<u>行うものでなければならない。</u></p> <p>(入退居)</p>
<p>第198条 指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者(入院治療を要する者を除く。)に提供するものとする。</p> <p>2 指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。</p> <p>3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を<u>行い、又はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助を行</u>わなければならない。</p> <p>4 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。</p>	<p>第198条 指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者(入院治療を要する者を除く。)に提供するものとする。</p> <p>2 指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。</p> <p>3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。</p> <p>4 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(指定共同生活援助の取扱方針)</p> <p>第198条の4 指定共同生活援助事業者は、第200条において準用する第60条第1項に規定する共同生活援助計画（次項において「共同生活援助計画」という。）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況及びその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。</p> <p><u>2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。</u></p> <p>3 指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。</p> <p>4 指定共同生活援助事業所の従業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p> <p>5 指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(サービス管理責任者の責務)</p> <p>第198条の5 サービス管理責任者は、第200条において準用する第60条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>(地域との連携等)</u></p> <p><u>第198条の6 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たって</u></p>	<p>(指定共同生活援助の取扱方針)</p> <p>第198条の4 指定共同生活援助事業者は、第200条において準用する第60条第1項に規定する共同生活援助計画（次項において「共同生活援助計画」という。）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況及びその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2 指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。</p> <p>3 指定共同生活援助事業所の従業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p> <p>4 指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(サービス管理責任者の責務)</p> <p>第198条の5 サービス管理責任者は、第200条において準用する第60条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>は、地域住民又はその自発的な活動団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</u></p>	
<p><u>2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条及び第200条の10において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>3 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>4 指定共同生活援助事業者は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>5 前3項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>(介護及び家事等)</p>	<p>(介護及び家事等)</p>
<p><u>第198条の7</u> 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。</p>	<p><u>第198条の6</u> 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。</p>
<p>2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めなければならない。</p>	<p>2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めなければならない。</p>
<p>3 指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等(指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。)を受けさせてはならない。</p>	<p>3 指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等(指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。)を受けさせてはならない。</p>
<p>(社会生活上の便宜の供与等)</p>	<p>(社会生活上の便宜の供与等)</p>
<p><u>第198条の8</u> 指定共同生活援助事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。</p>	<p><u>第198条の7</u> 指定共同生活援助事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>2 指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等をその者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得てその者又はその家族に代わって当該手続等を行わなければならない。</p>	<p>2 指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等をその者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得てその者又はその家族に代わって当該手続等を行わなければならない。</p>
<p>3 指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。 (運営規程)</p>	<p>3 指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。 (運営規程)</p>
<p><u>第198条の9</u> 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(10) 略 (協力医療機関等)</p>	<p><u>第198条の8</u> 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(10) 略 (協力医療機関等)</p>
<p>第199条の4 指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。</p>	<p>第199条の4 指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。</p>
<p>2 指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</p>	<p>2 指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</p>
<p><u>3 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>4 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u> (準用)</p>	<p><u>(新設)</u> (準用)</p>
<p>第200条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第77条、第90条、第92条、第94条及び第157条の2の規定は、</p>	<p>第200条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、<u>第76条</u>、第77条、第90条、第92条、第94条及び第157条の2</p>

改正後	改正前
<p>指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「<u>第198条の9</u>」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第198条の3第1項から第3項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第198条の3第2項」と、第77条第2項第3号中「第67条」とあるのは「第200条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第200条」と、第94条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第199条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。</p>	<p>の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「<u>第198条の8</u>」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第198条の3第1項から第3項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第198条の3第2項」と、第77条第2項第3号中「第67条」とあるのは「第200条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第200条」と、第94条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第199条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。</p>
<p>（この節の趣旨）</p>	<p>（この節の趣旨）</p>
<p>第200条の2 第1節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる<u>相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助</u>をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。</p>	<p>第200条の2 第1節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる<u>入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助</u>をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。</p>
<p>（基本方針）</p>	<p>（基本方針）</p>
<p>第200条の3 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当</p>	<p>第200条の3 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当</p>

改正後	改正前
<p>該利用者の心身の状況及びその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ<u>若しくは食事</u>の介護その他の日常生活上の援助<u>又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助</u>を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p> <p><u>(地域との連携等)</u></p>	<p>該利用者の心身の状況及びその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ<u>又は食事</u>の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p> <p><u>(協議の場の設置等)</u></p>
<p><u>第200条の10 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</u></p>	<p><u>第200条の10 (新設)</u></p>
<p><u>2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>5 前3項の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるもの(次項に規定するものを除く。)を講じている場合には、適用しない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>6 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会その他都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの(以下「協議会等」という。)に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況及び第2項の報告、要望、助言等の内容又は前項の評価の結果等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</u></p>	<p>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、<u>日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては</u>、法第89条の3第1項に規定する協議会その他市長がこれに準ずるものとして特に認めるもの(以下「協議会等」という。)に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p>

改正後	改正前
<p><u>7</u> 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の<u>協議会等における</u>報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第200条の11 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第77条、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条から第198条の5まで及び<u>第198条の9</u>から第199条の4までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第200条の11において準用する<u>第198条の9</u>」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第200条の11において準用する第198条の3第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第200条の11において準用する第198条の3第2項」と、第77条第2項第1号中「第55条第1項」とあるのは「第200条の11において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第200条の11において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第200条の11」と、第94条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第200条の11において準用する第199条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。)」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。)」と読み替えるものとする。</p> <p>(この節の趣旨)</p>	<p><u>2</u> 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第200条の11 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、<u>第76条</u>、第77条、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条から第198条の5まで及び<u>第198条の8</u>から第199条の4までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第200条の11において準用する<u>第198条の8</u>」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第200条の11において準用する第198条の3第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第200条の11において準用する第198条の3第2項」と、第77条第2項第1号中「第55条第1項」とあるのは「第200条の11において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第200条の11において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第200条の11」と、第94条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第200条の11において準用する第199条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。)」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。)」と読み替えるものとする。</p> <p>(この節の趣旨)</p>
<p>第200条の12 第1節から第4節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助(指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同</p>	<p>第200条の12 第1節から第4節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助(指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同</p>

改正後	改正前
<p>生活援助計画(第200条の22において準用する第60条第1項に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。)の作成、相談その他の日常生活上の援助 <u>又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助</u>(第200条の14第1項において「基本サービス」という。)及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者(以下「受託居宅介護サービス事業者」という。)により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助(以下「受託居宅介護サービス」という。)をいう。以下同じ。)の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。</p> <p>(基本方針)</p>	<p>生活援助計画(第200条の22において準用する第60条第1項に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。)の作成、相談その他の日常生活上の援助(第200条の14第1項において「基本サービス」という。)及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者(以下「受託居宅介護サービス事業者」という。)により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助(以下「受託居宅介護サービス」という。)をいう。以下同じ。)の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。</p> <p>(基本方針)</p>
<p>第200条の13 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況及びその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ <u>若しくは食事</u>の介護その他の日常生活上の援助 <u>又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助</u>を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p> <p>(準用)</p>	<p>第200条の13 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況及びその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ <u>又は食事</u>の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p> <p>(準用)</p>
<p>第200条の22 第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第77条、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条から <u>第198条の8</u>まで及び第199条の2から第199条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは、「第200条の22において準用する第198条の3第1項から第3項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第200条の22において準用する第198条の3第2項」</p>	<p>第200条の22 第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、<u>第76条</u>、第77条、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条から <u>第198条の7</u>まで及び第199条の2から第199条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは、「第200条の22において準用する第198条の3第1項から第3項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第200条の22において準用する第198条の</p>

改正後	改正前
<p>と、第77条第2項第3号中「第67条」とあるのは「第200条の22において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第200条の22」と、第94条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第200条の22において準用する第199条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第198条の4第1項及び第198条の5第1項中「第200条」とあるのは「第200条の22」と、第198条の7第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>（従業者の員数等に関する特例）</p> <p>第201条 多機能型による、指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）においては、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第80条第6項、第143条第6項及び第7項、第153条第6項、第163条第4項並びに第173条第4項（第186条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上の者を常勤でなければならないものとすることができる。</p>	<p>3第2項」と、第77条第2項第3号中「第67条」とあるのは「第200条の22において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第200条の22」と、第94条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第200条の22において準用する第199条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第198条の4第1項及び第198条の5中「第200条」とあるのは「第200条の22」と、第198条の6第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>（従業者の員数等に関する特例）</p> <p>第201条 多機能型による、指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所、<u>指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第64条第1項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）</u>及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）においては、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第80条第6項、第143条第6項及び第7項、第153条第6項、第163条第4項並びに第173条第4項（第186条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上の者を常勤でなければな</p>

改正後	改正前
<p>2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）においては、第80条第1項第3号及び第7項、第143条第1項第2号及び第8項、第153条第1項第3号及び第7項、第163条第1項第3号及び第5項並びに第173条第1項第2号及び第5項（これらの規定を第186条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち基準省令第215条第2項の規定により厚生労働大臣が定めるものを1の事業所であるとみなして、当該1の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならないものとする。</p> <p>(1) 利用者の数の合計が60人以下 1人以上</p> <p>(2) 利用者の数の合計が61人以上 1人に、利用者の数の合計が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第203条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるもの（第11条第1項（第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第95条、第95条の5、第123条、第149条、<u>第149条の5</u>、第159条、第159条の4、第171条、第184条、第189条、第193条、第193条の12並びに第193条の20において準用する場合を含む。）、第15条（第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第149条、<u>第149条の5</u>、第159条、第159条の4、第171条、第184条、第189条、第193条、第193条の12、第193条の20、第200条、第200条</p>	<p>らないものとする。</p> <p>2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、<u>指定医療型児童発達支援事業所</u>及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）においては、第80条第1項第3号及び第7項、第143条第1項第2号及び第8項、第153条第1項第3号及び第7項、第163条第1項第3号及び第5項並びに第173条第1項第2号及び第5項（これらの規定を第186条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち基準省令第215条第2項の規定により厚生労働大臣が定めるものを1の事業所であるとみなして、当該1の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならないものとする。</p> <p>(1) 利用者の数の合計が60人以下 1人以上</p> <p>(2) 利用者の数の合計が61人以上 1人に、利用者の数の合計が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第203条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるもの（第11条第1項（第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第95条、第95条の5、第123条、第149条、<u>第149条の4</u>、第159条、第159条の4、第171条、第184条、第189条、第193条、第193条の12並びに第193条の20において準用する場合を含む。）、第15条（第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第149条、<u>第149条の4</u>、第159条、第159条の4、第171条、第184条、第189条、第193条、第193条の12、第193条の20、第200条、第200条</p>

改正後	改正前
<p>の11並びに第200条の22において準用する場合を含む。)、第54条第1項、第104条第1項(第110条の4において準用する場合を含む。)、第198条の2第1項(第200条の11及び第200条の22において準用する場合を含む。)及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>2 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。 (施行日において現に指定共同生活援助の事業を行っている事業所に係る設備に関する特例)</p> <p>2 指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、この条例の施行の際現に存する基準省令附則第18条に規定する指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う場合には、当該事業所の共同生活住居(平成18年10月1日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)が満たすべき設備に関する基準については、第197条第6項から第8項まで(これらの規定を第200条の16において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、基準省令による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令(平成18年厚生労働省</p>	<p>の11並びに第200条の22において準用する場合を含む。)、第54条第1項、第104条第1項(第110条の4において準用する場合を含む。)、第198条の2第1項(第200条の11及び第200条の22において準用する場合を含む。)及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>2 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。 (施行日において現に指定共同生活援助の事業を行っている事業所に係る設備に関する特例)</p> <p>2 指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、この条例の施行の際現に存する基準省令附則第18条に規定する指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う場合には、当該事業所の共同生活住居(平成18年10月1日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)が満たすべき設備に関する基準については、第197条第6項から第8項まで(これらの規定を第200条の16において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、基準省令による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令(平成18年厚生労働省</p>

改正後	改正前
<p>令第58号) 第109条第2項及び第3項に定める基準によることができる。 (指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)</p> <p>3 第198条の7第3項及び第200条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、区分命令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、令和9年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>4 第198条の7第3項及び第200条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分命令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、令和9年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>(1) 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること。</p> <p>(2) 当該利用者が居宅介護を利用することについて、支給決定を行った市町村が必要と認めること。</p> <p>5 前2項の場合において、第195条第1項第2号イからエまで及び第200条の4第1項第2号イからエまでの規定中「利用者の数」とあるのは「利用者の数（附則第3項又は第4項の規定の適用を受ける者にあつては、当該利用者の数に2分の1を乗じて得た数）」とする。</p>	<p>令第58号) 第109条第2項及び第3項に定める基準によることができる。 (指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)</p> <p>3 第198条の6第3項及び第200条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、区分命令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、令和6年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>4 第198条の6第3項及び第200条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分命令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、令和6年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>(1) 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること。</p> <p>(2) 当該利用者が居宅介護を利用することについて、支給決定を行った市町村が必要と認めること。</p> <p>5 前2項の場合において、第195条第1項第2号イからエまで及び第200条の4第1項第2号イからエまでの規定中「利用者の数」とあるのは「利用者の数（附則第3項又は第4項の規定の適用を受ける者にあつては、当該利用者の数に2分の1を乗じて得た数）」とする。</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第104号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、改正後の条例(以下「新条例」という。)第198条の6(新条例第200条の22において準用する場合を含む。以下同じ。)及び第200条の10の規定の適用については、新条例第198条の6第2項及び第3項並びに第200条の10第2項及び第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、新条例第198条の6第4項及び第200条の10第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。</u></p>	

川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

【改正法附則第1条第4号に掲げる規定の施行日施行分】

改正後	改正前
○川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例	○川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
平成24年12月14日条例第69号	平成24年12月14日条例第69号
目次	目次
第1章～第8章 略	第1章～第8章 略
第9章 自立訓練（生活訓練）	第9章 自立訓練（生活訓練）
第1節 基本方針（第152条）	第1節 基本方針（第152条）
第2節 人員に関する基準（第153条・第154条）	第2節 人員に関する基準（第153条・第154条）
第3節 設備に関する基準（第155条）	第3節 設備に関する基準（第155条）
第4節 運営に関する基準（第156条～第159条）	第4節 運営に関する基準（第156条～第159条）
第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第159条の2～第159条の4）	第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第159条の2～第159条の4）
第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第160条～第161条）	第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第160条～第161条）
<u>第9章の2 就労選択支援</u>	<u>（新設）</u>
<u>第1節 基本方針（第161条の2）</u>	<u>（新設）</u>
<u>第2節 人員に関する基準（第161条の3・第161条の4）</u>	<u>（新設）</u>
<u>第3節 設備に関する基準（第161条の5）</u>	<u>（新設）</u>
<u>第4節 運営に関する基準（第161条の6～第161条の9）</u>	<u>（新設）</u>
第10章以下 略	第10章以下 略
(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)	(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)
第4条 指定障害福祉サービス事業者（第3章、第4章、第8章、 <u>第9章及び第10章</u> から第15章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービ	第4条 指定障害福祉サービス事業者（第3章、第4章 <u>及び第8章</u> から第15章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなけれ

改正後	改正前
<p>スを提供しなければならない。</p> <p>2・3 略 (第161条まで第9章)</p> <p><u>第9章の2 就労選択支援</u></p> <p><u>第1節 基本方針</u></p> <p><u>第161条の2 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労選択支援」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに省令第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、省令第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。</u></p> <p><u>第2節 人員に関する基準</u> (従業者の員数)</p> <p><u>第161条の3 指定就労選択支援の事業を行う者(以下「指定就労選択支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定就労選択支援事業所」という。)に置くべき就労選択支援員(指定就労選択支援の提供に当たる者として基準省令第173条の3第1項に規定する厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。)の数は、指定就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除して得た数以上とする。</u></p> <p><u>2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。</u></p> <p><u>3 第1項に規定する指定就労選択支援事業所の就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(準用)</u></p> <p><u>第161条の4 第52条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。</u></p> <p><u>第3節 設備に関する基準</u> (準用)</p>	<p>ばならない。</p> <p>2・3 略 (第161条まで第9章)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>第161条の5 第83条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。</u></p> <p><u>第4節 運営に関する基準</u> <u>(実施主体)</u></p>	(新設)
<p><u>第161条の6 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると市長が認める事業者でなければならない。</u></p> <p><u>(評価及び整理の実施)</u></p>	(新設)
<p><u>第161条の7 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに省令第6条の7の3に規定する事項の整理（以下この節において「アセスメント」という。）を行うものとする。</u></p> <p><u>2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。</u></p> <p><u>3 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。</u></p> <p><u>4 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。</u></p> <p><u>(関係機関との連絡調整等の実施)</u></p>	(新設)

改正後	改正前
<p><u>第161条の8 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。</u></p> <p><u>2 指定就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>(準用)</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>第161条の9 第10条から第21条まで、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条、第62条、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条(第2項第2号を除く。)、第86条、第87条、第88条から第94条まで、第146条及び第157条の2の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第161条の9において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第161条の9において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第161条の9において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の」とあるのは「利用者の」と、第77条第2項第1号中「第55条第1項」とあるのは「第161条の9において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第161条の9において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第161条の9」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第161条の9において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第161条の9において準用する前条」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(基準省令第173条の9において準用する基準省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。)」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるの</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>は「支給決定障害者（基準省令第173条の9において準用する基準省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。</u></p> <p>（第162条から第10章）</p> <p><u>（就労選択支援に関する情報提供）</u></p> <p><u>第170条の2 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。</u></p> <p>（準用）</p> <p>第184条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第88条から第90条まで、第92条から第94条まで、第146条、<u>第147条及び第170条の2</u>の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第183条の2」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第184条において準用する第146条第1項から第3項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第184条において準用する第146条第2項」と、第77条第2項第1号中「第55条第1項」とあるのは「第184条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第184条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第184条」と読み替えるものとする。</p> <p>（準用）</p> <p>第189条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第86条、第88条から第94条まで、第146条、第147条、<u>第170条の2</u>、第179条第6項及び第180条から第182条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第189条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第189条において準用する第146条第1項から第3項まで」と、第24条第2項中「第22</p>	<p>（第162条から第10章）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（準用）</p> <p>第184条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第88条から第90条まで、第92条から第94条まで、第146条<u>及び第147条</u>の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第183条の2」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第184条において準用する第146条第1項から第3項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第184条において準用する第146条第2項」と、第77条第2項第1号中「第55条第1項」とあるのは「第184条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第184条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第184条」と読み替えるものとする。</p> <p>（準用）</p> <p>第189条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第86条、第88条から第94条まで、第146条、第147条、第179条第6項及び第180条から第182条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第189条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第189条において準用する第146条第1項から第3項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあ</p>

改正後	改正前
<p>条第2項」とあるのは「第189条において準用する第146条第2項」と、第77条第2項第1号中「第55条第1項」とあるのは「第189条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第189条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第189条」と、第179条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第188条第1項の工賃」と、第180条第1項中「第184条」とあるのは「第189条」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第193条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条(第1項を除く。)、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第70条、第72条、第76条、第77条、第86条、第89条、第90条、第92条から第94条まで、第146条(第1項を除く。)、第147条、<u>第170条の2</u>、第179条第6項、第180条から第182条まで及び第185条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第191条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第193条において準用する第146条第2項及び第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第193条において準用する第146条第2項」と、第77条第2項第1号中「第55条第1項」とあるのは「第193条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第193条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第193条」と、第146条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第5項中「第1項から第3項まで」とあるのは「第2項及び第3項」と、第179条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第192条第1項の工賃」と第180条第1項中「第184条」とあるのは「第193条」と読み替えるものとする。</p>	<p>るのは「第189条において準用する第146条第2項」と、第77条第2項第1号中「第55条第1項」とあるのは「第189条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第189条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第189条」と、第179条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第188条第1項の工賃」と、第180条第1項中「第184条」とあるのは「第189条」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第193条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条(第1項を除く。)、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第70条、第72条、第76条、第77条、第86条、第89条、第90条、第92条から第94条まで、第146条(第1項を除く。)、第147条、第179条第6項、第180条から第182条まで及び第185条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第191条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第193条において準用する第146条第2項及び第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第193条において準用する第146条第2項」と、第77条第2項第1号中「第55条第1項」とあるのは「第193条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第193条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第193条」と、第146条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第5項中「第1項から第3項まで」とあるのは「第2項及び第3項」と、第179条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第192条第1項の工賃」と、第180条第1項中「第184条」とあるのは「第193条」と読み替えるものとする。</p>